

羽生結弦氏の動画等を活用した広告展開業務 仕様書

1. 委託業務名

羽生結弦氏の動画等を活用した広告展開業務

2. 業務目的

本市の観光アンバサダーであり世界的に人気の羽生結弦氏を起用した PR ポスターや動画 (R5 年度仙台市観光課作成) 等を活用し、海外の主要な空港、駅、商業施設等で広告を展開し仙台の魅力を発信する。

3. 事業上限金額

金 7, 0 0 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む)

4. 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日 (金) まで

5. 業務内容

(1) 広告の掲出

国外の主要な空港、駅、商業施設等にて羽生結弦氏を起用した仙台の観光 PR ポスターや動画等を活用した広告を展開し、仙台の魅力を発信する。

● 広告場所および広告期間：

- ・ 広告場所：羽生結弦氏の広告展開が効果的な東アジア地域を中心とした海外の主要な空港、駅、商業施設等 2 か所以上。
- ・ 広告期間：1 か所あたり最低 2 週間以上。
- ・ 広告時期：提案による。(広告時期は重なっていてもいなくても可)

※PR 動画の素材については本市より支給するが、リサイズや字幕等の編集は事業費内で受託事業者が実施すること。英語版、韓国語版、繁体字版については既存の字幕データをそのまま用いること。

● メディアでの紹介：

広告について現地メディアで取り上げる機会を設け、広く周知すること。

● 効果測定：

効果測定の実施及び分析報告を行うこと。

(2) 広告掲出記録の提出

放映後、写真および動画を撮影し、本市へ提出すること。提出方法はデータ提出とする。

(3) その他、本業務の遂行にあたり必要な事項

6. 業務遂行上の留意点

(1) 届出および報告

受託者は、以下の事由が発生したときは、速やかに届出または報告を行い、事務局の指示に従うこと。

- ・業務履行体制の変更をするとき
- ・業務履行に際して事故が発生したとき
- ・事務局から届出または報告を求められたとき

(2) 打ち合わせの実施

受託者は、業務の進捗状況等について本市に報告を行い、また業務履行にあたっての調整または確認を行うため、随時打ち合わせを実施すること。

7. 委託料の支払い

事務局は、委託料を業務履行完了後に一括で支払うものとする。

8. 著作権について

成果物に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、借用素材等により原著作権者の許諾が得られないものを除き、成果品などの引渡し時に委員会へ帰属するものとする。

9. その他留意事項について

- (1) 本業務に関して、さらに必要な業務等がある場合は、幅広く提案・実施すること。
- (2) 本業務の円滑な実施のために、本業務の委託開始から終了までの間、業務の進捗状況を事務局へ定期的に報告すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。本業務が終了した後も同様とする。
- (4) 成果物（業務履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写または譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本業務の実施に伴い、他に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき内容を除き、全て受注者の責任において処理すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。

以上